

嬉野市郵便入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、嬉野市財務規則（平成18年嬉野市規則第41号。以下「規則」という。）第6章第1節及び第2節に規定する一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）を郵便により行うこと（以下「郵便入札」という。）について、その手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(郵便入札の公告又は指名の通知)

第2条 郵便入札を行うときは、一般競争入札にあつては公告するものとし、指名競争入札にあつては入札通知書にその旨を記載した上で通知するものとする。

(入札書、入札回数等)

第3条 郵便入札書（様式第1号。以下「入札書」という。）は、見積金額（契約を希望する金額から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額をいう。）その他必要事項が記入され、届出印鑑（本市に届出をしている印鑑をいう。以下同じ。）が押印されていなければならない。

2 予定価格を事前公表して行う入札のときは入札回数を1回と、事後公表して行う入札のときは入札回数を2回までとする。

3 内訳書を必要とする場合は、入札書及び内訳書（以下「入札書等」という。）を同封しなければならない。

(郵送の方法等)

第4条 入札参加者は、入札書等を次に掲げる方法により、入札書郵便受付期間内に郵送しなければならない。

(1) 郵送用の外封筒（別紙1）及び入札用の内封筒（別紙2）の二重封筒とし、使用する封筒（以下「指定封筒」という。）の規格については、外封筒を角形2号、内封筒を長形3号とすること。

(2) 内封筒には、指定した内封筒用貼付シートを貼り付け、入札書等を封入し、届出印鑑をもって封印し、裏面割印をすること。

(3) 外封筒には、指定した外封筒用貼付シートを貼り付け、前号の内封筒を入れ、届出印鑑をもって封印し、裏面割印をすること。

(4) 前号の外封筒の郵送方法を、一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法とすること。

2 入札参加に要した全ての費用は、開札の結果又は入札の中止等にかかわらず、入札参加者の負担とする。

(入札の中止)

第5条 規則第92条各号に規定するもののほか、郵便入札参加者が複数に満たない場合は、入札を中止しなければならない。ただし、予定価格を事後公表して行う場合は、郵便入札参加者が複数に満たない場合でも入札を行うものとする。

(入札書等の受領及び管理等)

第6条 市長は、第4条の規定により郵送された入札書等を、開札日の前日(当該日が嬉野市の休日を定める条例(平成18年嬉野市条例第2号)第1条第1項に規定する市の休日に当たる場合にあっては、その直前の開庁日)までに入札担当部署に到着させ、開札時刻まで金庫等の確実な方法で厳重に保管しなければならない。

2 保管した入札書等は、いかなる理由があっても開札時刻まで外封筒を開封しないものとする。

(入札の辞退)

第7条 指名競争入札において、指名を受けた者は、入札書等を郵送する前に当該入札を辞退することができる。この場合において、その者は、札日の前日の正午までに、郵便入札辞退届(様式第2号)をメール若しくはファックス又は郵送により市長に提出しなければならない。なお、一旦、入札を辞退した場合は、それを撤回することはできない。

2 前項中段の規定に関わらず、開札日の前日中に入札書等が入札担当部署に到着していないときは、入札を辞退したものとみなす。この場合において、市長は、辞退したことを理由として、以後の入札の指名等に不利益な取扱いを行わないものとする。

3 入札参加者は、入札書等を郵便により差し出した後に入札を辞退することはできない。

(入札の無効)

第8条 規則第94条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当

する入札は、無効とする。

- (1) 入札書等が到着期限内に間に合わなかった場合の入札
- (2) 一般書留郵便又は簡易書留郵便以外の方法（持参を含む。）で入札書等を提出した入札
- (3) 本人、第3者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む入札
- (4) 指定の封筒用貼付シートに差出人名が記載されていない入札
- (5) 指定封筒の様式以外の封筒で入札書等を郵送した入札
- (6) 入札に参加する資格を有しない者がした入札
- (7) 記名押印を欠く入札
- (8) 金額を訂正した入札
- (9) 入札書等の金額、氏名、印影等が不明瞭であり、又は重要な文字の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (10) 最低制限価格が設定されている場合、最低制限価格未満で入札した者の入札
- (11) 入札書比較価格を超えて入札をした者の入札
- (12) 届出印鑑以外の印鑑を使用した入札
- (13) 入札に関する法令及び規則並びに条件に違反した入札
- (14) 一つの入札で同一入札回数の入札書等を同じ者から2通以上提出された入札
- (15) 一つの入札について、2以上の入札をした者の入札
- (16) 内訳書の提出を求められた場合において、内訳書が同封されていない入札又は内訳書と入札書との金額が一致しない入札
- (17) 明らかに不正によると認められる入札又は入札に関する不正な行為があったとき
- (18) 内封筒に記載されている回数と入札書に記載されている回数
が一致しない入札
(開札等)

第9条 開札は、郵便入札開札立会申請書（様式第3号）を提出した郵便入札参加者又は入札を事務としない本市の職員を立ち合わせて行なわなければならない。

- 2 開札の立会人は、一般競争入札にあつては入札参加資格者通知書を、指名競争入札にあつては入札通知書を持参し提示しなければならない。なお、入札室への入室は、1業者につき1人とし、2業者(2人)までとする。
 - 3 開札の立会人が代理人の場合は、郵便入札開札立会委任状(様式第4号)を必要とする。
 - 4 開札の立会人は、公正かつ適正な開札であったことを確認するため、開札時刻までに入札会場へ入室し、次の事項を確認し、郵便入札立会人署名書に署名押印しなければならない。
 - (1) 郵便入札参加者一覧及び内封筒の氏名
 - (2) 内封筒の封かん
 - (3) 開札の状況、落札及び無効札
 - 5 開札の結果、落札となるべき者が2人以上あるときは、(別紙3)「同額抽選の方法」により、落札者又は落札候補者及び次の順位以降の者を決定するものとする。
 - 6 開札の立会人については、天災、政府の緊急事態宣言の発令等、社会情勢を踏まえその都度判断するものとする。

(再入札等)
- 第10条 前条の開札により落札者がなかった場合は、原則として打切りとする。ただし、市長が契約の性質又は目的により、随意契約に付する必要があると認めるときは、最初に定められた条件を変えなく、随意契約をすることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、1回に限り再入札を行うことができる。ただし、予定価格を事前公表して行う入札については、再入札は、行わないものとする。
 - 3 再入札を行うときは、最低入札金額を通知するものとする。この場合において、当該通知は、第7条の規定により辞退した者及び第8条の規定により無効とされた者を除く郵便入札参加者に対し行うものとする。

(落札決定の通知等)
- 第11条 市長は、落札者又は落札候補者を決定したときは、速やかに落札決定通知書(様式第5号)により通知するとともに、契約手続について

説明を行うものとする。

(落札しなかった者への通知)

第12条 市長は、落札者と契約を締結した後、速やかに、落札者以外の郵便入札参加者に対し、入札結果通知書(様式6号)により通知するものとする。

(入札の延期等)

第13条 郵便事故その他天災が発生した場合は、郵便入札の延期又は取消しをすることができる。

(非常時の措置)

第14条 第5条及び前条の規定により郵便入札の中止、延期又は取消しをした場合は、市長は、直ちに郵便入札参加者に連絡するものとする。この場合において、中止し、又は取り消したときの入札書等は、郵便入札参加者に返却するものとする。

附 則

この告示は、令和2年5月1日から施行する。